

中区公告 第115号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、介護保険法第143条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 8 月 19 日

横浜市中区長 永井 由香

送達を受けるべき者	氏名又は 名称	別紙のとおり
送達する 書 類 名	介護保険料督促状令和 7 年度 3 月 期・随時分・令和 8 年度 6 月 期分	
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		

別紙

黒田 剛司
吉川 秀雄
山本 賢一
中村 雅夫

森田 佳彦
成田 博幸
池田 博
小野村 浩次

山口 弘
小西 毅
荻野 弘
高井 美智子

小椋 光長
藤塚 正太郎
淡路 進

金子 広和
上原 富永
立木 宏一

長谷川 広
田村 武光
有田 富春